第　１６　号

熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「法」という。）第１８条の規定に基づき、熊本市西区上熊本一丁目地内に熊本県が整備する屋内におけるスポーツその他の多様な用途に供することができる施設（以下「アリーナ」という。）の公共施設等運営権（法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第５条第１項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（民間事業者の選定の手続）

第２条　法第８条第１項の規定によりアリーナの運営等（法第２条第６項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「アリーナ運営等業務」という。）を実施する選定事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書にアリーナ運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他知事が定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にアリーナ運営等業務を実施することができると認める者を選定事業者とする。

（１）　業務計画がアリーナ運営等業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

（２）　業務計画を適正かつ確実に実施するために必要な能力を有する者であること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（運営等の基準）

第３条　公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準により、アリーナ運営等業務を実施しなければならない。

（１）　関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実にアリーナ運営等業務を実施すること。

（２）　アリーナを利用することについて、不当な差別的取扱いをしないこと。

（３）　アリーナ運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に

取り扱うこと。

（４） 前３号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（業務の範囲）

第４条　公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、アリーナを利用させることその他のアリーナ運営等業務とする。

（利用料金）

第５条　アリーナの利用料金（法第２条第６項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

２　公共施設等運営権者は、利用料金を定めたときは、その額を公表するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「法」という。）に基づき、熊本市西区上熊本一丁目地内に熊本県が整備する屋内におけるスポーツその他の多様な用途に供することができる施設の公共施設等運営権（法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第５条第１項に規定する実施方針をいう。）に関し、民間事業者の選定の手続や運営等の基準等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。